

パブリック・コメント手続（意見募集）

生活排水処理基本計画について

意見募集期間

令和3年（2021年） 令和3年（2021年）

5月10日（月）～6月1日（火）

お問い合わせ先：資源循環部廃棄物対策課
電話 046-822-8271（直通）

横 須 賀 市



パブリック・コメント手続について

市政の透明化・公正化をすすめ、市民の皆さんが市政へ参画しやすくするために、市の重要な政策の決定に当たって、次の手順で行う一連の手続をいいます。

- (1) 市の基本的な政策決定に当たり、その内容等を事前に公表します。
- (2) 公表したものに対する市民の皆さんからのご意見の提出を受け付けます。
- (3) お寄せいただいたご意見の概要とご意見に対する市の考え方、公表した内容等を変更した場合はその内容を公表します。

意見の提出方法

- 1 提出期間 令和3年（2021年）5月10日（月）から6月1日（火）まで
- 2 あて先 資源循環部 廃棄物対策課
- 3 提出方法
 - 書式は特に定めておりません。
 - 住所及び氏名を明記してください。なお、市外在住の方の場合は、次の項目についても明記してください。
 - （1）市内在勤の場合：勤務先名・所在地
 - （2）市内在学の場合：学校名・所在地
 - （3）市内に納税義務のある場合：納税義務があることを証する事項
 - （4）当該意見募集案件に利害関係を有する場合：利害関係があることを証する事項
 - 次のいずれかの方法により提出してください。
 - （1）直接持ち込み
 - ・ 資源循環部廃棄物対策課（横須賀市役所1号館5階）
 - ・ 市政情報コーナー（横須賀市役所2号館1階）
 - ・ 各行政センター
 - （2）郵送
〒238-8550
横須賀市小川町11番地
横須賀市役所 資源循環部廃棄物対策課
 - （3）ファクシミリ
046-823-0865
 - （4）電子メール
legu-le@city.yokosuka.kanagawa.jp

個々のご意見等には直接回答いたしませんので、予めご了承ください。
ご提出いただいたご意見等とこれに対する考え方は、意見募集期間終了後、とりまとめて公表いたします。

生活排水処理基本計画（案）の概要

1 計画策定の趣旨

生活排水処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項の規定に基づき、市町村が長期的・総合的視点に立って、計画的に生活排水処理対策を行うため、生活排水をどのような方法でどの程度処理していくかを定めるとともに、生活排水処理を行う過程で発生する汚泥の処理方法等の基本方針を策定するものです。

現行の計画期間は、平成23年度から令和3年度までであることから、新たに計画を策定するにあたり、パブリック・コメント手続を実施いたします。

2 計画策定の考え方

(1) 計画の方針

生活排水に関する理念を実現するため、生活排水処理の基本方針を下記のとおり定め、市民と行政が一体となって推進することとします。

- ① 生活排水の処理は下水道を基本とし、下水道事業計画認可区域外においては、合併処理浄化槽とします。
- ② 下水道事業計画認可区域外及び下水道事業計画認可区域内であっても、当分の間、下水道の整備が見込めない地域の、単独処理浄化槽及びし尿汲み取り便槽の使用者に対して、合併処理浄化槽へ転換するよう啓発、指導します。

(2) 計画期間

横須賀市基本計画、環境基本計画と整合をはかるため、令和4年度から令和11年度までの8年間とします。

(3) 策定方法

関係部局と調整し、計画案の作成を行います。

3 今後のスケジュール

- 令和3年5月 パブリック・コメント手続実施
- 令和3年6月 計画案の作成（令和4年2月まで）
- 令和4年3月 計画の確定について市議会へ一般報告

生活排水処理基本計画（案）

— 未来へつなぐ“きれいな水環境のまち”の創造 —

令和4年（2022年）3月

横 須 賀 市

目 次

第1章 基本理念・基本方針	-----	1
1 計画改定の趣旨	-----	1
2 計画の位置付け	-----	1
3 計画の基本理念と基本方針	-----	2
(1) 生活排水に関する基本理念	-----	2
(2) 生活排水処理の基本方針	-----	2
4 生活排水処理率の目標	-----	2
5 計画期間	-----	3
6 将来推計人口	-----	3
7 進行管理の視点	-----	3
第2章 現状と課題	-----	4
1 横須賀市の概況	-----	4
(1) 地理的・地形的特性	-----	4
(2) 人口	-----	4
(3) 産業	-----	4
(4) 土地利用状況	-----	6
(5) 総合計画等との関係	-----	6
(6) 生活排水処理施設の整備状況	-----	6
(7) 水質汚濁の現状	-----	11
2 生活排水処理の現状と課題	-----	15
(1) 生活排水処理の現状	-----	15
(2) 生活排水の処理形態別内訳	-----	15
(3) し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬の状況	-----	16
(4) くみ取り便槽の使用状況	-----	16
(5) 浄化槽の設置状況	-----	17
(6) し尿・浄化槽汚泥の排出原単位	-----	17
(7) し尿・浄化槽汚泥の処理の概要	-----	18
(8) 生活排水処理の課題	-----	18

第3章 生活排水処理の予測	-----	21
1 生活排水の処理形態別人口の予測	-----	21
2 し尿・浄化槽汚泥排出量の予測	-----	22
第4章 生活排水の処理主体	-----	24
第5章 生活排水の処理計画	-----	25
1 処理の目標	-----	25
(1) 生活排水処理の目標	-----	25
(2) 人口の内訳	-----	25
(3) 生活排水の処理形態別内訳	-----	26
2 生活排水を処理する区域及び人口等	-----	26
3 し尿・浄化槽汚泥の処理計画	-----	27
(1) 収集・運搬計画	-----	27
(2) 最終処分計画	-----	27
4 広報・啓発	-----	27
用語の解説	-----	28

第1章 基本理念・基本方針

1 計画改定の趣旨

本市では、平成23年3月に現行計画を策定し、目標年次である令和3年度に向けて、生活排水*の適正処理を目指してきました。

今年度は、現行計画の目標年次にあたり、計画期間が満了します。そこで、今後の約8年間にわたる生活排水処理について、さらに適正処理を向上させることを目指し計画を改定するものです。

2 計画の位置付け

生活排水処理基本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づき、市町村が定めなければならない長期的・総合的視点に立った生活排水処理の基本方針となる計画であり、「生活排水処理の予測」「生活排水処理の処理主体」等を定めるものです。

本計画は「生活排水処理基本計画の策定に当たっての指針について」（平成2年10月 厚生省環境整備課長通知）に基づき必要事項を定めており、本市の生活排水処理の基本方針を始め、現状と課題、適正処理等についても記載します。

なお、本市の環境基本計画において、本計画は「分野別計画」として位置づけられています。

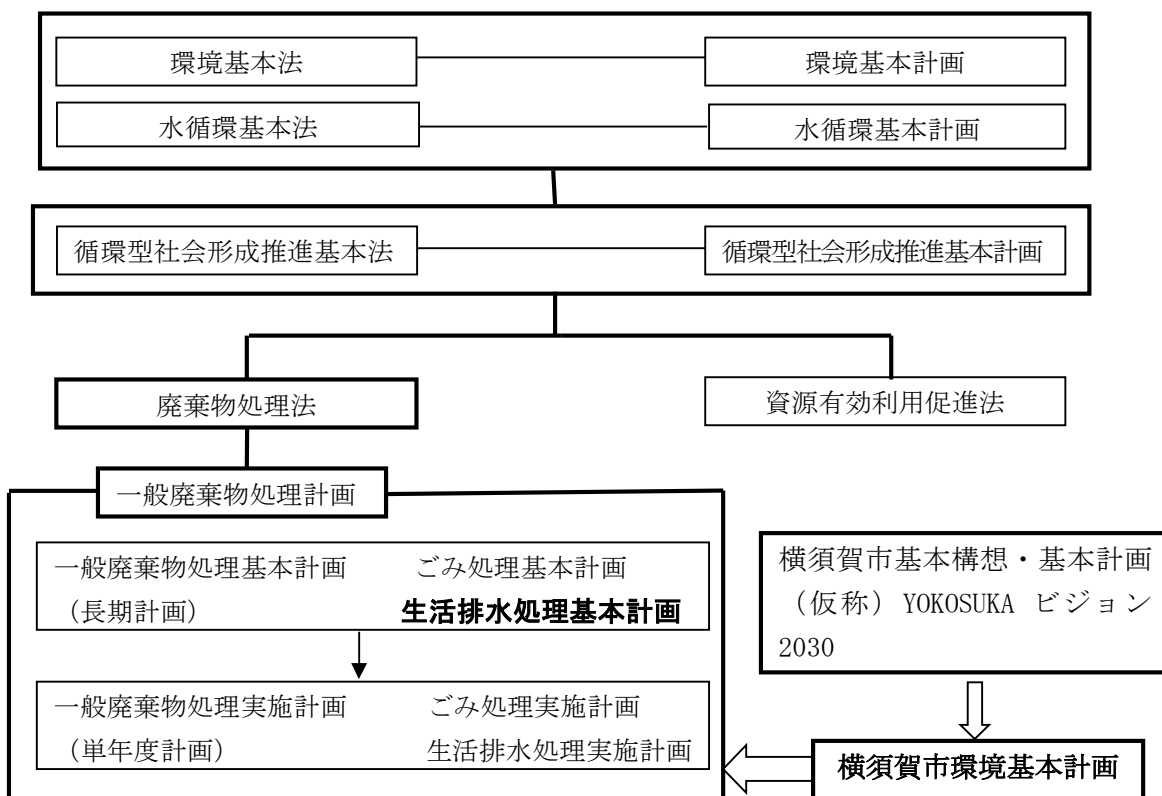


図1 計画の位置づけ

3 計画の基本理念と基本方針

(1) 生活排水に関する基本理念

未来へつなぐ“きれいな水環境のまち”の創造

本市の公共用水域*の水質の状況は、長期的に改善傾向がみられます。しかし、いまだ完全とはいえない状況にあり、社会的にもその対策と必要性が深く認識されています。

このような状況から、市民に生活排水対策の必要性についてさらなる啓発を行うとともに、公共用水域の水質の保全を図り、健康で安心して暮らせる生活環境の形成、より快適で豊かな水環境の創出を図ります。

そのため、基本理念を「未来へつなぐ“きれいな水環境のまち”の創造」とし、本市の特性であり資源でもある海を始め、河川等の水質をさらに向上させることを目指します。

(2) 生活排水処理の基本方針

生活排水に関する理念を実現するため、次のとおり生活排水処理の基本方針を定め、市民と行政が一体となってこれを推進することとします。

- ① 生活排水の処理は下水道*を基本とし、下水道事業計画区域外*においては、合併処理浄化槽*とします。
- ② 下水道処理区域内*における未接続家屋を対象に、下水道に接続するよう啓発、指導します。
- ③ 下水道事業計画区域外及び下水道事業計画区域内*であっても、当分の間下水道の整備が見込めない地域の単独処理浄化槽*及びし尿くみ取り便槽の使用に対して、合併処理浄化槽へ転換するよう啓発、指導します。
- ④ SDGs*（持続可能な開発目標：Sustainable Development Goals）を実現するための取り組みを推進します。

4 生活排水処理率の目標

地域特性や地域住民の意識、さらに社会的経済状況等を十分考慮しながら下水道及び合併処理浄化槽の整備を推進し、令和11年度の目標年次における生活排水処理率*の目標を98%とします。

生活排水処理率の目標 98%

(注) 本文中の「*」は、28・29ページの「用語の解説」を参照してください。

5 計画期間

本計画の計画期間は、令和4年度から令和11年度までとします。(8年間)

「生活排水処理基本計画の策定に当たっての指針について」(平成2年10月8日厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知)では、目標年次は計画策定時から10～15年後としており、概ね5年ごとに、または諸条件に大きな変動があった場合には見直すこととしています。

なお、別途「横須賀市基本構想・基本計画(仮称)YOKOSUKAビジョン2030」「環境基本計画」の計画期間(令和4年度～令和11年度)と整合を図った期間とします。

6 将来推計人口

横須賀市の行政人口の将来予測値は、横須賀市都市戦略課が算出した将来推計人口を直線補完したもので、上下水道局で算出した数値によるものとし、令和11年度の総人口の見込みを352,784人とします。

7 進行管理の視点

目標の達成状況等を毎年調査し、ホームページ等を活用した結果の公表を行います。

第2章 現状と課題

1 横須賀市の概況

(1) 地理的・地形的特性

本市は、東周を東京湾、西周を相模湾に面しており、大楠山、衣笠山、武山及び野比にかけた市域中央部に連なる丘陵、海岸部及び内陸部の市街地などから構成され、平たん地は少なく、市街地が分散しています。

市域は、東西に約 16 km、南北に約 16 km、面積は 100.82 km²で、東京都心から 50 km圏内にあります。

(2) 人口

本市の人口は、令和3年4月1日現在〇〇人で、横浜市、川崎市、相模原市、藤沢市について、県下第5位です。

近年は、社会増減・自然増減ともにマイナスであり、人口は減少する傾向にあります。

表1 年度末人口及び世帯数の実績

区 分	人 口 (人)	世 帯 数 (世帯)	世帯人員 (人/世帯)
平成28年度	409,891	184,595	2.22
平成29年度	406,207	184,880	2.20
平成30年度	402,260	185,039	2.17
令和元年度	398,508	185,079	2.15
令和2年度	394,507	185,502	2.13

資料：4月1日現在住民基本台帳登載人口

この表1以降の表については、令和2年度実績がかたまり次第、最新のデータを記載します。

(3) 産業

戦後、本市の基幹産業は、自動車・造船等の輸送用機械製造業を中心に発展してきました。しかし、全国的にもみられる製造業の空洞化が進み、現在は、サービスや知識・情報を提供する産業や先端技術型産業など産業構造の多様化が進んでいます。

事業所数は、第一次産業は横ばい、第二次産業と第三次産業は減少傾向にあります。

表2 産業大分類別事業所数及び従業者数の推移

産業大分類別	平成13年		平成18年		平成21年		平成26年	
	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)
総数	15,936	152,347	14,456	146,586	14,901	155,712	13,643	148,544
農林漁業	21	297	23	264	25	592	25	320
鉱業	1	2	—	—	—	—	—	—
建設業	1,588	10,066	1,431	8,985	1,755	10,620	1,479	8,837
製造業	618	18,448	478	16,840	554	16,247	516	13,854
電気・ガス・熱供給・水道業	22	889	21	650	16	566	18	623
運輸・通信・郵便業*	373	7,313	318	7,899	402	9,890	334	7,723
卸売・小売業、 宿泊業・飲食サービス業	7,311	48,152	6,284	43,446	5,946	44,085	5,242	41,257
金融・保険業	268	4,124	227	2,708	242	3,149	205	2,841
不動産・物品賃貸業*	1,116	2,886	1,055	3,236	1,244	3,966	1,109	3,496
サービス業	4,542	47,303	4,529	49,437	4,639	53,506	4,634	56,960
公務(他に分類されないもの)	76	12,867	90	13,121	78	13,091	81	12,633

※平成21年から追加

資料：事業所・企業統計調査（平成13・18年）、経済センサス-基礎調査（平成21・26年）

(4) 土地利用状況

本市の面積は約 10,000ha であり、このうち都市的な土地利用を図る市街化区域*は約 66%、6,623ha となっています。市街化区域は、都市における土地利用に計画性を与えて適正な制限のもとで合理的な土地利用を図るため、地域地区が指定されています。

また、残りの約 34%の 3,460ha は自然的な土地利用を図る市街化調整区域*となっています。

表 3 市街化区域及び市街化調整区域

(単位：ha)

区 分	都市計画区域面積	市街化区域面積	市街化調整区域面積
面 積	10,083	6,623 (65.7%)	3,460 (34.3%)

資料：横須賀市都市計画マスタープラン（平成 28 年 3 月改定版）

(5) 総合計画等との関係

① 横須賀市基本計画

基本計画は市の最上位計画である総合計画（基本構想・基本計画・実施計画で構成）の一部で、基本構想が掲げる都市像『国際海の手文化都市』を実現するための、基本的な政策・施策を体系的に示す計画です。令和 3 年度を目標年次としていますが、現在、令和 4 年度からの新しい基本計画の策定作業を進めています。

新たな基本計画では、「仮（10）環境－自分ごとの意識が未来を守るまち－「循環型社会の形成ときれいなまちの推進」に示す施策と整合を図った生活排水処理基本計画としています。

② 横須賀市環境基本計画

本市における環境関連施策の方向性を示す横須賀市環境基本計画は、環境基本条例第 9 条の規定に基づき、令和 3 年 3 月に新しい環境基本計画を策定し、令和 11 年度を目標年次としています。

環境基本計画では、生活排水処理基本計画を「分野別計画」と位置づけ、環境基本計画と整合を図った生活排水処理基本計画としています。

(6) 生活排水処理施設の整備状況

本市の生活排水処理施設の基幹をなしているのは下水道であり、下水道人口普及率*は令和元年度末で 97.8%と、令和元年度末全国平均の 79.7%を大きく上回っています。

横須賀市下水道事業の概要（資料：下水道事業統計年報 平成 21 年度版）

① 創設事業（昭和 37 年度以前）

昭和 19 年に築造認可を受けた事業は、分流式污水管のみの計画で着手しま

したが、戦中戦後の資材難またその後の財政難から、系統的な下水道施設の建設は困難を極め、汚水管のみ 15,000m を敷設するにとどまりました。一方、著しい住宅開発、また市民生活の向上により快適で文化的な環境の欲求から下水道整備の必要性が一層増大してきました。

② 第 1 期事業（昭和 38 年度～昭和 47 年度）

こうした社会情勢の変化は、市民の生活意識の向上と相まって、下水道に対する認識を一段と高め、昭和 38 年の生活環境施設整備緊急措置法の制定、さらには国における第 1 次下水道整備五箇年計画が策定されるに至り、本市も同年に全市の下水道基本計画を策定し、下水道事業受益者負担金制度の採用によって財源確保を図りながら、本格的に下水道事業の建設に着手しました。

③ 第 2 期事業（昭和 48 年度～昭和 54 年度）

昭和 44 年 6 月都市計画法が改正され、下水道が道路、公園と並び都市計画区域内における都市の義務的施設として位置づけされたり、下水道法の目的に公共用水域の水質保全に資することが加えられるなど、下水道が都市における必要不可欠の施設としてますます重要視されるに至りました。一方、本市においても都市計画法に基づく市総合開発計画が樹立され、下水道もこの計画にそって事業を進めてきました。

④ 第 3 期事業（昭和 54 年度～平成 3 年度）

さらに市民生活の充実を図るべく、昭和 55 年 12 月に定めた「横須賀市都市基本構想」のもと、昭和 56 年度を初年度とする第 3 次 5 か年計画及び昭和 61 年度を初年度とする第 4 次 5 か年計画を策定し、下水道事業においては、市全域を包含する公衆衛生の向上、生活環境の整備、浸水の防除、そして公共用水域の水質保全を図ることを目標として整備を進めてきました。

⑤ 第 4 期事業（平成 3 年度～平成 11 年度）

平成 3 年 2 月、社会情勢の変化に的確に対応できるよう、目標実現に必要な施策を体系化、計画化した「横須賀市第 2 次基本計画」が策定され、これを受け平成 3 年 3 月全市域にわたった公共下水道事業の都市計画決定を行い、平成 3 年度を初年度とする第 5 次 5 か年計画において、21 世紀に向かって、100%の水洗化を目標に新たに相模湾側も含めてスタートさせました。

⑥ 第 5 期事業（平成 11 年度～平成 16 年度）

平成 10 年 6 月に 21 世紀において横須賀市の目指す都市づくりを示す「総合計画」に基づき 2010 年を目標とする横須賀市基本計画が策定されました。目指すべき都市像「国際海の手文化都市」の実現に向けて、西地区中心にコスト削減等を盛り込み公共下水道計画の見直しを行い、平成 11 年 3 月に都市

計画決定（変更）を行いました。これにより、市街化区域の汚水整備完了を目標に事業を進めました。

⑦ 第6期事業（平成16年度～平成22年度）

平成16年度には、上下水道事業の統合により水環境事業の一体化を目指す新たな組織によるスタートを期に、「お客様満足度の最大化」を経営目標とする、「横須賀市上下水道事業マスタープラン2010（平成22年度目標）」を策定しました。

また、東京湾流域別下水道整備総合計画に定められている目標水質達成に向けた段階的整備のため、下町浄化センターの新系列建設に着手しました。

第1期事業の昭和38年から本格的な汚水整備を開始し、平成17年度末に市街化区域の整備がほぼ完了しました。また、東地区における本格的な合流改善事業にも着手しました。

⑧ 第7期事業（平成23年度～）

本市の水道事業と下水道事業を取り巻く環境の変化に対応し、上下水道局の経営理念である「快適で安心できる暮らしと良好な水環境づくりへの貢献」を実現するために令和3年度を目標年次とする「水道事業・下水道事業マスタープラン（2011～2021）」を策定しました。

今後「環境」「安全」「暮らし・活力」といった最重要事項に貢献するため、公共用水域のさらなる水質向上に向けた「合流式下水道の改善」、市民の安全な暮らしを確保するための「都市浸水対策・地震対策」に加え、既存下水道施設の機能維持・保全のための「改築・更新」など、各種事業を効率よく推進いたします。

（注）本文中の「＊」は、28・29ページの「用語の解説」を参照してください。

表4 下水道の事業認可の内容

区分	認可年月日	主管省認可番号	事業認可の内容							
			事業年度	事業費	処理方法	計画排水面積	計画処理面積	ポンプ場	終末処理場 計画処理人口	
創設事業	創設	昭和 19.3.31	厚生省 神衛 725号	S18 ～ S28	百万円 2,000	分流式	ha 1,150	ha -	か所 5	2か所 —人
第七期事業	第十八回変更	平成 23.3.23	神奈川県 指令 下水 第97号	S18 ～ H29	828,286	分流式 及び一部 合流式	6,136.43	6,136.43	18	4か所 (上町) 68,600 (下町) 224,600 (追浜) 28,200 (西) 71,500
	第十九回変更	平成 26.3.28	神奈川県 下水 第76号	S18 ～ H31	830,480	分流式 及び一部 合流式	6,136.43	6,136.43	18	4か所 (上町) 68,600 (下町) 224,600 (追浜) 28,200 (西) 71,500
	第二十回変更	平成 30.3.16	神奈川県 下水 第99号	S18 ～ R4	909,914	分流式 及び一部 合流式	6,140.52	6,140.52	18	4か所 (上町) 65,600 (下町) 215,600 (追浜) 26,700 (西) 70,900

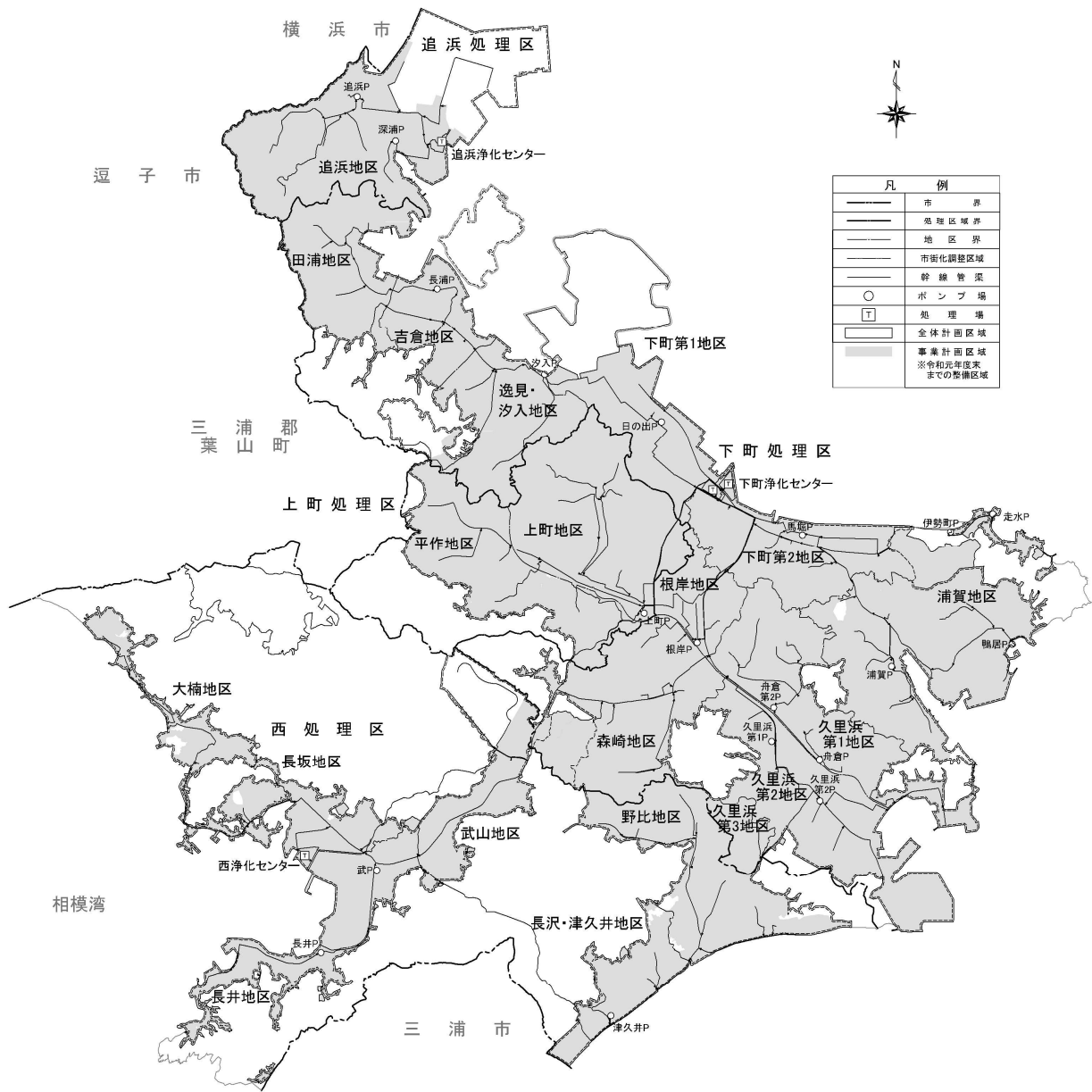


図2 横須賀市公共下水道計画図（令和元年度末時点）

(7) 水質汚濁の現状

① 河川

市内を流れる河川は、三浦半島の丘陵地帯を水源とするもので、地形上、比較的中小河川が多くなっています。環境基準の類型指定されている河川は、鷹取川、平作川、松越川の3河川があります。その他の中小河川として、野比川、津久井川、長沢川、前田川、関根川などがあります。

令和元年度の河川の水質汚濁の状況を有機汚濁指標であるBOD（生物化学的酸素要求量）の環境基準と比較すると、鷹取川は1.3mg/L、平作川は2.1mg/L、松越川は1.6mg/Lであり、3測定地点すべてで環境基準を達成しています。

また、その他の中小河川の水質状況は、0.5mg/L（関根川）～5.2mg/L（川間川）の範囲であり、10測定か所の平均は2.1mg/Lでした。市内河川の水質汚濁は、長期的な改善傾向がみられます。

生活環境の保全に関する環境基準を表5に示します。

② 海域

海域は、東は東京湾、西は相模湾に面しています。東京湾は狭い浦賀水道を通じて外湾に接続しているため、外洋水との交換性が悪い、いわゆる閉鎖性水域であり、湾内水質が改善されにくく、特に春から夏にかけてしばしば赤潮の発生がみられます。このため、東京湾は水質総量規制制度の対象水域として昭和55年7月から規制を受け、汚濁負荷の総量の削減が図られています。

令和元年度の海域の水質汚濁の状況を有機汚濁指標であるCOD（化学的酸素要求量）の環境基準値と比較すると、2.0mg/L（小田和湾）～2.9mg/L（夏島沖）であり、5測定地点すべてで環境基準を達成しています。

表6に本市の海域の該当水域の類型を示します。

また、東京湾においては全窒素及び全リンの環境基準が設定されており、本市域内の環境基準点（夏島沖）では全窒素0.51mg/L、全リン0.044mg/Lであり環境基準を達成しています。

本市では、市内公共用水域の水質状況を図3に示す測定箇所で開催しています。

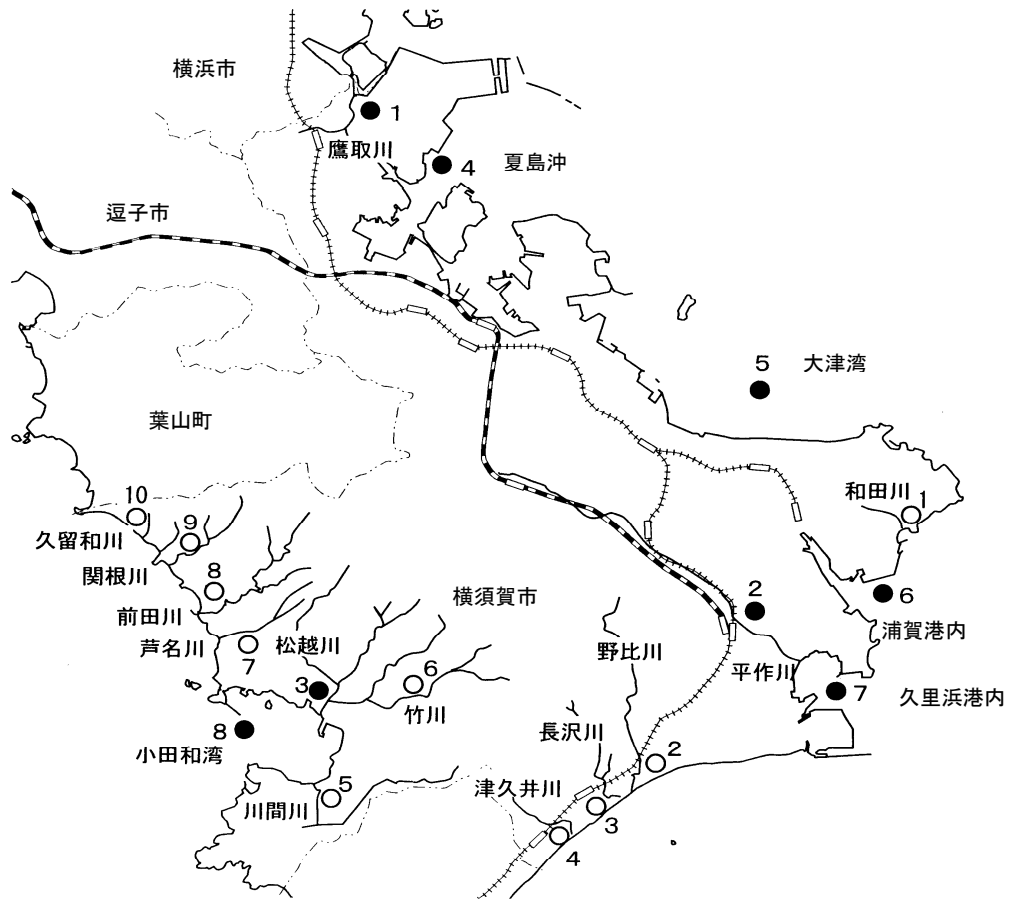


図3 市内公共用水域水質測定地点図

県の測定計画に基づく測定箇所

(●印)

水域名	測定地点名	地点番号
鷹取川	追浜橋	1
平作川	夫婦橋	2
松越川	竹川合流後	3
東京湾	夏島沖	4
	大津湾	5
	浦賀港内	6
	久里浜港内	7
相模湾	小田和湾	8

市の計画に基づく測定箇所

(○印)

測定河川名	測定地点名	地点番号
和田川	鴨居小学校正門前	1
野比川	野比橋	2
長沢川	長沢橋	3
津久井川	津久井橋	4
川間川	新川間橋	5
竹川	中尾橋	6
芦名川	芦名橋	7
前田川	向坂橋	8
関根川	粒石橋	9
久留和川	久留和橋	10

表5 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

項目 類型	利用目的の適応性	該 当 水 域 [調査地点]	基 準 値				
			水素イオン 濃 度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級、自然環境 保全及びA以下の欄 に掲げるもの		6.5以上 8.5以下	1 mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	50 MPN/100mL以下
A	水道2級、水産1級 水浴及びB以下の欄 に掲げるもの		6.5以上 8.5以下	2 mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000 MPN/100mL以下
B	水道3級、水産2級 及びC以下の欄に掲 げるもの	鷹取川 [追浜橋] 平作川 [夫婦橋]	6.5以上 8.5以下	3 mg/L以下	25mg/L以下	5 mg/L以上	5,000 MPN/100mL以下
C	水産3級、工業用水 1級及びD以下の欄 に掲げるもの	松越川 [竹川合流後]	6.5以上 8.5以下	5 mg/L以下	50mg/L以下	5 mg/L以上	—
D	工業用水2級、農業 用水及びEの欄に掲 げるもの		6.0以上 8.5以下	8 mg/L以下	100mg/L以下	2 mg/L以上	—
E	工業用水3級 環境保全		6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと。	2 mg/L以上	—

注：1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの

5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

表6 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

項目 類型	利用目的の適応性	該当水域 [調査地点]	基準値				
			水素イオン 濃度 (pH)	化学的 酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	水産1級、水浴、自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	相模湾(2) [小田和湾]	7.8以上 8.3以下	2mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/ 100mL以下	検出されないこと。
B	水産2級、工業用水及びCの欄に掲げるもの	東京湾(13) [大津湾] 東京湾(14) [浦賀港内] 東京湾(15) [久里浜港内]	7.8以上 8.3以下	3mg/L以下	5mg/L以上	—	検出されないこと。
C	環境保全	東京湾(8) [夏島沖]	7.0以上 8.3以下	8mg/L以下	2mg/L以上	—	—

- 注：1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物
 水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用
 3 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

項目 類型	利用目的の適応性	該当水域 [調査地点]	基準値	
			全窒素	全磷
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)		0.2mg/L以下	0.02mg/L以下
II	水産1種、水浴及びIII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)		0.3mg/L以下	0.03mg/L以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの (水産3種を除く。)		0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
IV	水産3種、工業用水、生物生息環境保全	東京湾(ハ) [夏島沖]	1mg/L以下	0.09mg/L以下

- 注：1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
 水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
 水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
 3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

2 生活排水処理の現状と課題

(1) 生活排水処理の現状

本市の生活排水処理は、下水道と合併処理浄化槽については、し尿と生活雑排水*を併せて処理した後、公共用水域に放流しています。

単独処理浄化槽とくみ取り便槽については、し尿をし尿等下水道投入施設へ搬入し下水道で処理しています。

(2) 生活排水の処理形態別内訳

平成 28 年度から 4 年間の生活排水処理形態別内訳をみると、人口減少及び下水道・合併処理浄化槽の整備に伴い単独処理浄化槽及びくみ取り便槽による処理人口は減少しており、下水道及び合併処理浄化槽による処理人口の割合を示す生活排水処理率は上昇しています。

これらの推移を表 7 に示します。

表 7 生活排水の処理形態別内訳及び生活排水処理率の推移（住民基本台帳人口）

（単位：人）

区 分	平成 14 年度	平成 21 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
1. 行政人口	435, 412	425, 258	409, 891	406, 207	402, 260	398, 508
2. 計画処理区域内人口	429, 135	424, 710	409, 383	405, 699	401, 808	398, 123
3. 生活排水処理人口	378, 596	398, 239	389, 082	386, 119	382, 810	379, 727
(1) 下水道人口※1	373, 758	393, 627	385, 664	382, 686	379, 330	376, 216
(2) 合併処理浄化槽人口	4, 838	4, 612	3, 418	3, 433	3, 480	3, 511
4. 単独処理浄化槽人口	46, 861	24, 893	19, 431	18, 808	18, 283	17, 752
5. し尿収集人口	3, 678	1, 578	870	772	715	644
6. 計画処理区域外人口※2	—	548	508	508	452	385
生活排水処理率(%)※3	88. 2	93. 8	95. 0	95. 2	95. 3	95. 4

※ 1 下水道人口は、下水道を使用している人口（水洗化人口）であり、下水道事業計画区域に下水道事業計画区域外の人口を加えた人口です

※ 2 計画処理区域外人口は、米軍基地人口です。

※ 3 生活排水処理率＝生活排水処理人口÷計画処理区域内人口

(3) し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬の状況

① 収集・運搬体制

し尿等の収集・運搬は、委託及び許可で実施し、直接、資源循環日の出事務所へ搬入しています。

収集・運搬体制を表8に示します。

表8 し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬体制

(令和2年4月1日現在)

区 分		業者数	車両台数	収集区域
し 尿	委 託	1社	3台	市全域
	許 可	1社	3台	自衛隊艦船等
浄化槽汚泥	委 託	2社	8台	市全域

② 収集・運搬量の実績

平成28年度から4年間の収集・運搬量の推移をみると、し尿は横ばい、浄化槽汚泥は減少しています。

これらの推移を表9に示します。

表9 し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬量の推移

(単位：KL)

区 分	し 尿			浄化槽 汚 泥	合 計	汚泥混入率 (%)
	代 行 ※1	許 可	計			
平成14年度	7,161	145	7,306	24,168	31,474	76.8
平成21年度	3,045	147	3,192	14,086	17,279	81.5
平成28年度	2,105	328	2,433	11,545	13,978	82.6
平成29年度	2,139	435	2,574	11,278	13,852	81.4
平成30年度	2,004	434	2,438	11,177	13,615	82.1
令和元年度	2,074	1,220	3,294	10,836	14,130	76.7

※1 令和2年度に代行から委託制度へと変わりました。

※2 項目ごとに小数点以下を四捨五入しているため合計が合わない場合があります。

(4) くみ取り便槽の使用状況

平成28年度から4年間のくみ取り便槽の使用世帯の状況をみると、約22%減少しています。

表10 くみ取り便槽の使用状況

(単位：世帯)

区 分	平成14年度	平成21年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
くみ取り便槽	1,642	783	479	436	403	373

(5) 浄化槽の設置状況

昭和40年代の後半から普及が始まり、昭和60年度には設置基数29,765基とピークを迎えましたが、下水道整備の進捗によりその後は減少傾向となり、令和元年度末現在、合併処理浄化槽が1,108基、単独処理浄化槽が5,336基、合計6,444基が設置されています。

なお、浄化槽法の改正により平成13年度以降、単独処理浄化槽の設置は禁止されています。

表11 浄化槽の設置状況

(単位：基)

区 分	平成14年度	平成21年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
単独処理浄化槽	11,648	7,107	5,659	5,551	5,394	5,336
合併処理浄化槽	680	889	1,058	1,076	1,093	1,108
計	12,328	7,996	6,717	6,627	6,487	6,444

(6) し尿・浄化槽汚泥の排出原単位

排出原単位とは、1人1日当たりの平均排出量を指し、平成29年度から3年間の実績は表12のとおりとなります。

本計画では、過去3年間の排出原単位の平均値を将来の排出原単位として設定するものとします。

し尿の3年間の平均値は2.92L/人日、浄化槽汚泥の平均値は1.40L/人日となります。

表12 し尿・浄化槽汚泥の排出原単位

区 分	単 位	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画処理区域内人口	人	405,699	401,808	398,123
し尿収集人口	人	772	715	644
し尿収集量	KL/年	871.122	711.786	687.686
し尿原単位	L/人日	3.09	2.73	2.93
浄化槽人口	人	22,241	21,763	21,263
合併処理	人	3,433	3,480	3,511
単独処理	人	18,808	18,283	17,752
浄化槽汚泥収集量	KL/年	11,277.74	11,177.28	10,836.13
浄化槽汚泥原単位	L/人日	1.39	1.41	1.40

※し尿収集量：一般家庭の排出量

(7) し尿・浄化槽汚泥の処理の概要

本市では、し尿等を破碎・貯留し、し渣を除去後に希釈を行い、下水道投入し、以降下水として最終処分をしています。

そのために「し尿等下水道投入施設」を資源循環日の出事務所に設置しています。

施設には、脱臭装置として酸洗浄、アルカリ洗浄、次亜塩素酸ソーダ洗浄、活性炭吸着の設備を備える他、投入室の出入口に自動ドア及びエアカーテンを設置し、周辺の環境対策に十分配慮した施設となっています。

し尿等の処分量の実績は、平成 28 年度から 4 年間についてまとめると表 14 に示すとおりであり、ほぼ横ばい傾向にあります。

表 13 資源循環日の出事務所の概要

区 分	内 容
名 称	資源循環日の出事務所(し尿等下水道投入施設)
所 在 地	横須賀市日の出町 2 丁目 10 番地
敷地面積	6,583.11 m ²
延べ床面積	1,745.14 m ² (投入施設+前処理施設)
構造規模	鉄筋コンクリート造、地下 1 階、地上 3 階他
処理能力	117KL/日
竣 工	昭和 63 年 3 月 (投入施設改修 平成 13 年 3 月)

表 14 し尿・浄化槽汚泥の処分実績

(単位：KL)

区 分	平成14年度	平成21年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
処分量	31,474	17,279	13,978	13,852	13,615	14,130

(8) 生活排水処理の課題

① し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬について

本市では、下水道の普及に伴い、し尿等の排出量は年々減少傾向を示し、今後もその傾向は続くものと予測されます。

このため、収集量等に見合った収集運搬体制の見直しを検討します。

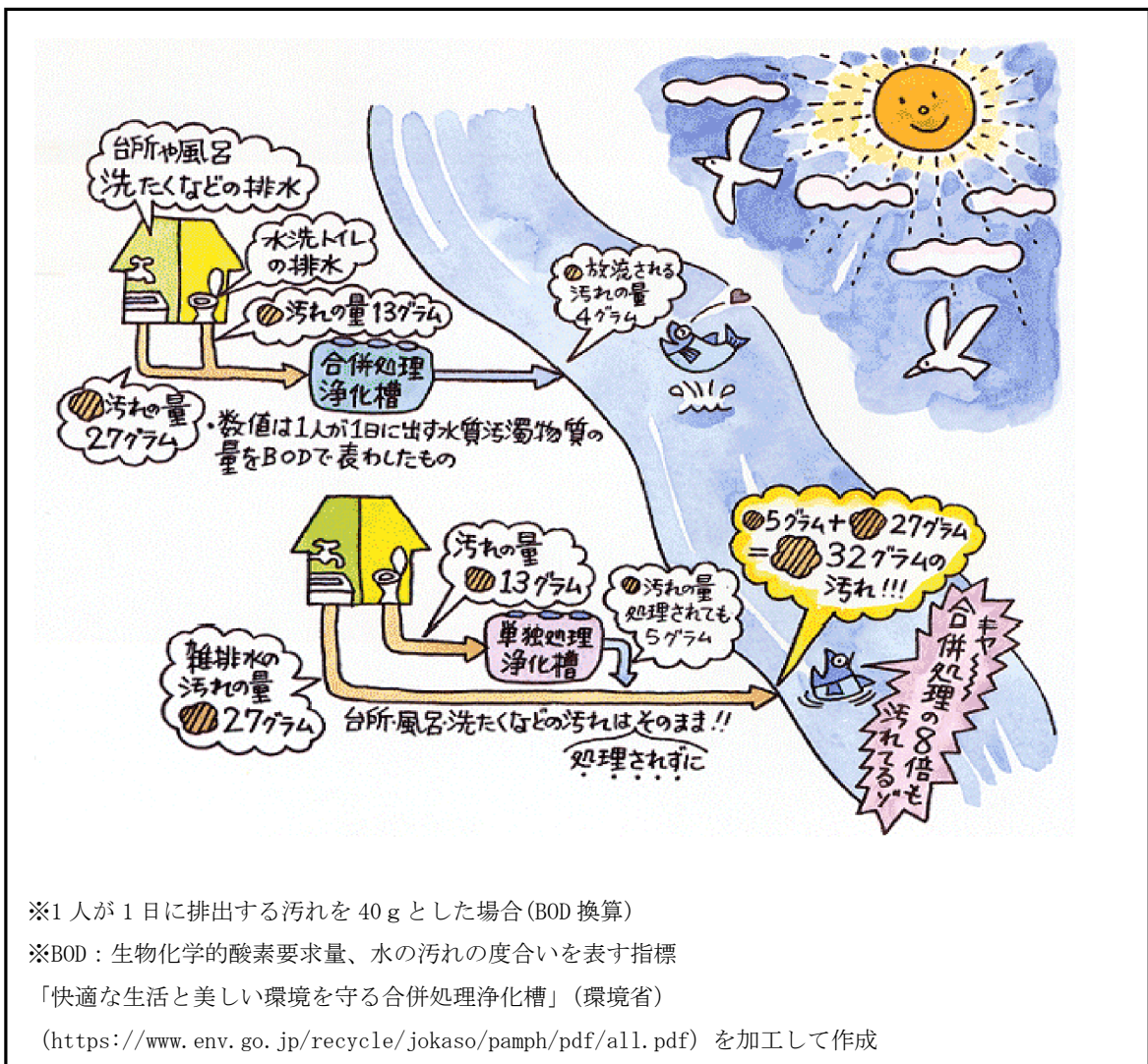
② 生活雑排水の未処理放流について

本市の生活排水処理の現状は、下水道の普及及び合併処理浄化槽への転換が進み、生活排水処理率が 95.4% (令和元年度) に達しています。

しかし、残る 4.6% の生活雑排水は経済的事情、家屋の老朽化等の理由によ

り未処理で公共用水域に放流されています。単独処理浄化槽を使用している場合は、生活雑排水も合わせて処理する合併処理浄化槽と比べて、排水の汚れの量は約8倍になります。そのため、下水道接続及び合併処理浄化槽への転換は、大きな課題です。

また、合併処理浄化槽の設置には経済的負担が生じるため、転換が進まない要因の一つとなっています。これらの課題等を考慮しつつ、公共用水域の水質保全のため、関係部局で連携を図るとともに、合併処理浄化槽への転換に対する補助金制度を活用するなどして、生活排水対策を推進していきます。



③ 汚濁負荷量の削減について

生活雑排水は家庭、事業所等の台所、風呂場、洗濯場等から排出され、公共用水域の汚濁の一因となっています。

下水道や合併処理浄化槽で処理する場合であっても、処理施設への過剰な負荷は良好な処理の継続を困難とし、水質の悪化から公共用水域の汚染へとつながります。

このような排出源での汚濁負荷量は、例えば台所における食用油や調理くずの回収、石鹼や洗剤を使いすぎないことなど、市民の協力により削減できるものなので、行政として一層の広報・啓発活動を積極的に実施していきます。

④ 浄化槽の維持管理について

浄化槽の機能を十分に発揮させるため、清掃、保守点検、法定検査の適切な実施を積極的に呼びかけていきます。

第3章 生活排水処理の予測

1 生活排水の処理形態別人口の予測

本市の生活排水の処理形態別人口の予測を、表15及び図4に示します。

予測人口は、今後変更となる
可能性があります。

表15 生活排水の処理形態別人口の予測

実績：住基人口ベース 予測：推計人口ベース（単位：人）

区 分	令和元年度 (実績)	令和3年度 (予測)	令和7年度 (予測)	令和11年度 (予測)
1. 行政人口 ^{※1}	398,508	385,052	369,725	352,784
2. 計画処理区域内人口	398,123	384,703	369,418	352,515
3. 生活排水処理人口	379,727	366,416	356,489	345,465
(1) 下水道人口 ^{※2}	376,216	362,822	352,202	341,894
(2) 合併処理浄化槽人口	3,511	3,594	4,287	3,571
4. 単独処理浄化槽人口	17,752	17,714	12,610	6,913
5. し尿収集人口	644	573	319	137
6. 計画処理区域外人口 ^{※3}	385	349	307	269

※1 行政人口の将来予測値は、都市政策研究所が算出した将来推計人口を直線補完し上下水道局で算出した数値になります。

※2 下水道人口は、下水道を使用している人口（水洗化人口）であり、下水道事業計画区域に下水道事業計画区域外の人口を加えた人口です。

※3 計画処理区域外人口は、米軍基地人口です。

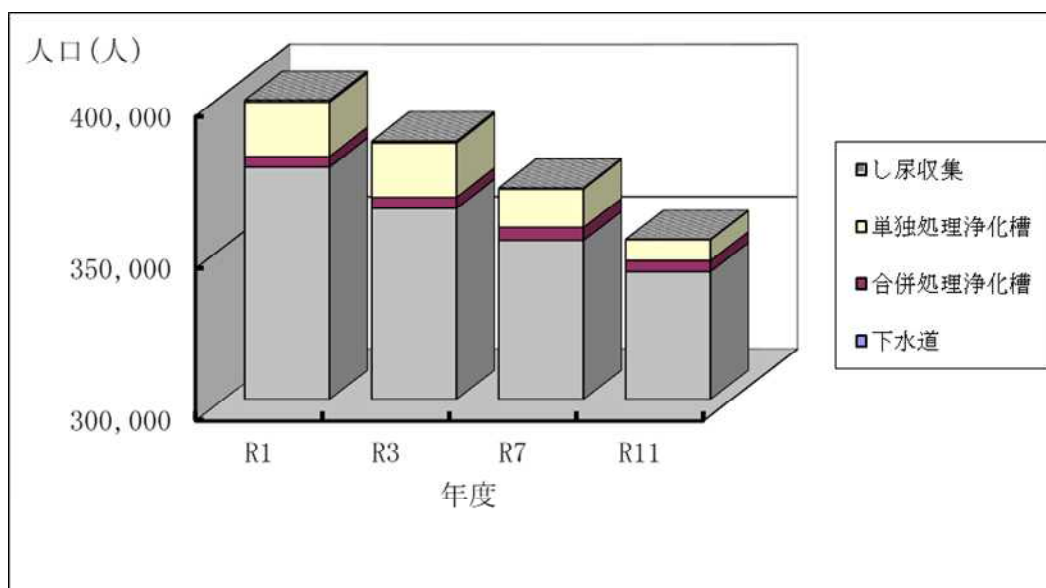


図4 生活排水の処理形態別人口の予測

2 し尿・浄化槽汚泥排出量の予測

し尿等排出量の予測は、処理形態別人口の予測から得られた人口に排出原単位（し尿・浄化槽汚泥の1人1日当たりの平均排出量）を乗じて行いました。

し尿等排出量の予測を、表16及び図5に示します。

予測排出量は、今後予測人口が変更となった場合に、併せて変更となる可能性があります。

表16 し尿・浄化槽汚泥排出量の予測

(単位：KL)

区分	令和元年度 (実績)	令和3年度 (予測)	令和7年度 (予測)	令和11年度 (予測)
し尿	3,294	2,800	2,500	2,300
浄化槽汚泥	10,836	10,900	8,700	5,400
計	14,130	13,700	11,200	7,700

※し尿は仮設便所等1,600KL、許可収集550KLを加算し算出しました。

項目ごとに百の位で四捨五入をしています。

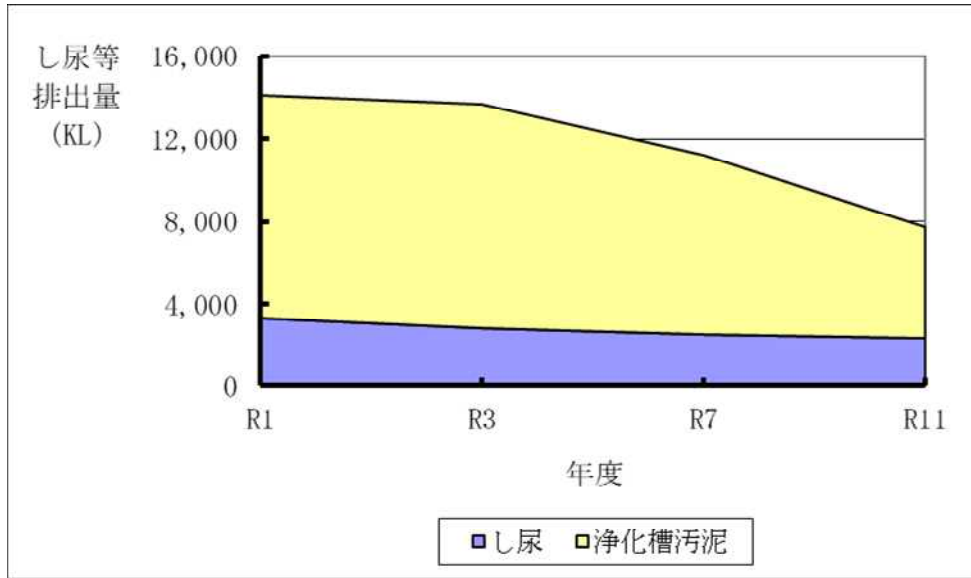


図5 し尿・浄化槽汚泥排出量の実績及び予測

第4章 生活排水の処理主体

本市における生活排水の処理主体は、表17に示すとおりです。

表17 生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
下水道	し尿・生活雑排水	市
合併処理浄化槽	し尿・生活雑排水	個人等
単独処理浄化槽	し尿	個人等
し尿投入施設	し尿・生活雑排水	市

第5章 生活排水の処理計画

1 処理の目標

「基本方針」に掲げた理念、目標を達成するため、下水道及び合併処理浄化槽で生活排水を段階的に処理し、計画目標年次である令和11年度に生活排水処理率98%とすることを目標とします。

なお、目標値は、将来推計人口、下水道人口、単独処理浄化槽人口、し尿収集人口の減少、合併処理浄化槽人口の増加を見込み算出しました。

目標を達成するため、①下水道処理区域内においては、未接続世帯に対する戸別訪問、文書等による指導・啓発 ②下水道事業計画区域外においては、補助金制度を有効に活用し、合併処理浄化槽への転換に向けた指導・啓発を推進していきます。

(1) 生活排水処理の目標

計画目標年次における生活排水処理率は、表18に示すとおりです。

表18 生活排水処理率

(単位：%)

区 分	令和元年度	令和3年度	令和7年度	令和11年度
生活排水処理率	95.4	95.2	96.5	98.0

(2) 人口の内訳

計画目標年次における人口の内訳は、表19に示すとおりです。

表19 人口の内訳

予測人口は、今後変更となる可能性が
あります。

(単位：人)

区 分	令和元年度 (実績)	令和3年度 (予測)	令和7年度 (予測)	令和11年度 (予測)
行政人口	398,508	385,052	369,725	352,784
計画処理区域内人口	398,123	384,703	369,418	352,515
生活排水処理人口	379,727	366,416	356,489	345,465

(3) 生活排水の処理形態別内訳

計画目標年次における生活排水の処理形態別内訳は、表 20 に示すとおりです。

予測人口は、今後変更となる
可能性があります。

表 20 生活排水の処理形態別内訳及び生活排水処理率

実績：住基人口ベース 予測：推計人口ベース（単位：人）

区 分	令和元年度 (実績)	令和3年度 (予測)	令和7年度 (予測)	令和11年度 (予測)
1. 行政人口 ^{※1}	398,508	385,052	369,725	352,784
2. 計画処理区域内人口	398,123	384,703	369,418	352,515
3. 生活排水処理人口	379,727	366,416	356,489	345,465
(1) 下水道人口 ^{※2}	376,216	362,822	352,202	341,894
(2) 合併処理浄化槽人口	3,511	3,594	4,287	3,571
4. 単独処理浄化槽人口	17,752	17,714	12,610	6,913
5. し尿収集人口	644	573	319	137
6. 計画処理区域外人口 ^{※3}	385	349	307	269
生活排水処理率 (%) ^{※4}	95.4%	95.2%	96.5%	98.0%

※1 行政人口の将来予測値は、都市政策研究所が算出した将来推計人口を直線補完し上下水道局で算出した数値になります。

※2 下水道人口は、下水道を使用している人口（水洗化人口）であり、下水道事業計画区域に下水道事業計画区域外の人口を加えた人口です。

※3 計画処理区域外人口は、米軍基地人口です。

※4 生活排水処理率＝生活排水処理人口÷計画処理区域内人口

2 生活排水を処理する区域及び人口等

本市の生活排水の処理は、下水道及び合併処理浄化槽で実施しますが、下水道で処理する区域は、下水道計画のとおりとします。

また、合併処理浄化槽で処理する区域は、原則として、下水道事業計画区域外とします。

なお、計画目標年次である令和11年度における下水道が整備される区域は、行政区域面積 100.82 km² の 65.1% にあたる 65.66 km² [※] とし、下水道計画区域

内人口は 347,558 人※とします。

(※横須賀市公共下水道全体計画目標年次：令和 6 年度末時点)

上記以外の区域については、合併処理浄化槽による処理を推進します。

3 し尿・浄化槽汚泥の処理計画

(1) 収集・運搬計画

① 収集・運搬に関する目標

し尿及び浄化槽汚泥を迅速かつ衛生的に収集・運搬することはもとより、収集量に見合った収集・運搬体制の効率化・円滑化を図ります。

② 収集区域

本市全域を収集対象区域とします。

③ 収集・運搬の方法

ア 収集・運搬の実施体制

収集・運搬については、委託及び許可で実施し、収集量に応じ効率的な実施体制について検討します。

イ 収集・運搬機材

バキューム車による収集・運搬とします。

ウ 収集方法

一般家庭のし尿は月 2 回の定期収集とし、仮設便所等及び浄化槽汚泥については、申し込みにより収集します。

(2) 最終処分計画

し尿等下水道投入施設から発生するし渣等については、安全かつ衛生的な適正処理に努めます。

4 広報・啓発

公共用水域の水質保全の観点から生活雑排水対策や浄化槽の適正な維持管理を推進するため、広報・啓発活動を積極的に実施します。

(1) 生活雑排水による水質汚濁を防ぐため、各家庭でできる対策の周知を図ります。

- ① 使用済みの食用油は凝固剤で固めたり、新聞や布にしみこませて処理する。
- ② 石鹼や洗剤は使いすぎないようにする。
- ③ 汚れのついた食器や鍋は、不用な紙等で汚れを拭き取ってから洗う。

(2) 合併処理浄化槽への転換の推進を図るとともに、浄化槽の機能を十分に発揮させるため、清掃、保守点検、法定検査の適切な実施を積極的に呼びかけていきます。

用語の解説

生活排水（1 ページ）

し尿と日常生活に伴って排出される台所、洗濯、風呂等からの排水。

公共用水域（2 ページ）

河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域。

下水道（2 ページ）

下水（汚水及び雨水を総称していう。）を排出するために設ける排水施設と、これに接続して下水を処理するために設ける処理施設（し尿浄化槽を除く）。

または、これらの施設を補完するために設けるポンプ施設その他の施設の総体のこと。

下水道処理区域（2 ページ）

下水道が整備され下水を終末処理場で処理することができる地域。

下水道事業計画区域（2 ページ）

公共下水道を設置しようとする際、あらかじめその公共下水道管理者が事業計画を作り、都道府県知事との協議が必要で、この計画を下水道事業計画といい、この下水道事業計画に定めた区域。

合併処理浄化槽（2 ページ）

し尿と台所、洗濯、風呂等からの生活雑排水を併せて処理する浄化槽。

単独処理浄化槽（2 ページ）

トイレからの汚水であるし尿のみを処理する浄化槽。

生活排水処理率（2 ページ）

計画処理区域内人口に対する生活排水処理人口（下水道人口と合併処理浄化槽人口の合計）の割合。

SDGs（2 ページ）

「私たちの世界を転換する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ (Transforming Our World: 2030 Agenda for Sustainable Development)」は、2001 年（平成 13 年）に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015 年（平成 27 年）9 月の国連サミットで 193 の国連加盟国で採択された 2030 年（令和 12 年）までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

このうち、ゴール6では、「全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する」ことが掲げられています。

横須賀市環境基本計画では、具体的な取り組み内容として、「工場・事業場からの水質汚濁や生活排水対策を推進するとともに水質管理に取り組みます」としており、本計画も連携して生活排水対策を推進いたします。

市街化区域（6 ページ）

すでに市街地を形成している区域及び今後おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

市街化調整区域（6 ページ）

市街化を抑制しなければならない区域。

下水道人口普及率（6 ページ）

下水道事業の進捗状況を表す指標として、全人口における下水道使用可能な人口の割合。

生活雑排水（15 ページ）

生活排水のうち、し尿を除くもの。